

平成28年度 第4回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成28年8月31日(水)午後2時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 四宮委員 井川委員 稲田委員

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第4号

議案第5号

議案第6号

3 報告事項

4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、四宮委員、稲田委員にお願いいたします。

会長 事務局より第4号議案の説明をお願いします。

事務局

第4号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 遊歩道は車の通行が可能か。また、遊歩道は河川区域上にあるのか。

事務局 車の通行は可能です。遊歩道は河川区域上に市道認定をしております。

委員 遊歩道は4m未満ということか。

事務局 4m未満であるため、法第42条の道路に該当しておりません。

委員 将来4m以上に拡幅する道路整備事業等はあるのか。

事務局 計画はございません。

委員 申請地南側隣地に建築計画はあるのか。

事務局 同一事業者が戸建住宅を計画しております。また、申請地及び南側隣地には、過去に両敷地を利用して共同住宅が存在していたことから、今回計画のような敷地分割は可能であると考えております。なお、南側隣地につきましては、南面において法第42条道路に接道していることから審査会案件に該当しており

ません。

会長 議案第4号についてご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 事務局より第5号議案の説明をお願いします。

第5号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地東側は公園か。申請地から出入りは可能か。

事務局 公園です。敷地境界にフェンスがあり直接出入りはできません。

委員 通路最小幅員が1.77mとあるが、消防活動に支障はないのか。

事務局 消防活動はホースを伸ばす若しくは※軽車等を利用して行えるため支障ないと考えております。

※軽車（らくしゃ）とは、消防のホースを積んだ荷車のことをいい、ホースカーともいいます。

会長 議案第5号についてご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 事務局より第6号議案の説明をお願いします。

第6号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 学校（大学）

該当適用条文 建築基準法第56条の2第1項ただし書き

会長 議案第6号についてご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 1件

会長 ただ今の報告につきましてご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回は9月30日（金）午後2時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第4回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。